



お知らせ『りしり富士』

第 592 号
令和 2 年 12 月 9 日発行
(編集：企画政策課)

12 月は「町税及び使用料等納付推進強調月間」です

会計課・福祉課・建設課

【納付の推進】

町では 12 月を「町税及び使用料等納付推進強調月間」として町税（町道民税・固定資産税・国民健康保険税・軽自動車税）及び使用料など（公営住宅使用料・上下水道料・ゴミ処理手数料・後期高齢者医療保険料・介護保険料等）の納付推進を強化します。

お手元の納付書などをお確かめのうえ、まだ納付されていない町税や使用料などで、既に納期限が過ぎている場合には、お早めに納付下さい。（国民健康保険税の最終納期は 12 月 25 日（金） です）

また、未納の方については今後自宅訪問を実施しますので、事情があって納付ができない場合は、早急に納付相談を受けてください。

【滞納整理の強化】

平成 31 年度以前の町税及び使用料などの滞納者のうち、役場から催告書等が届いているにもかかわらず応じない方、また、計画的な納付の約束をしたのに納付が履行されていない方に対しては、今後やむを得ず勤務先への給与照会や金融機関への預貯金照会などを実施のうえ差押など厳しい滞納処分を行いますので、お早めにご相談下さい。

【口座振替制度】

「口座振替制度」とは金融機関が町の税金や使用料などを本人指定の預金口座から、納期に合わせて自動的に納付する制度です。納付忘れがなく、忙しい方や不在がちの方に大変便利です。

一度手続きをすると翌年度以降も自動継続されますので、既に手続きされた方は再度手続きをする必要はありません。

申し込みは各金融機関または役場会計課・福祉課・建設課の各担当窓口へお問い合わせ下さい。

そば打ち教室及びしめ飾り作り教室の中止について

教育委員会鬼脇公民館

12 月開催予定の公民館教室（そば打ち教室・しめ飾り作り教室）は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止を考慮し、中止することといたしました。

しめ飾りにつきましては、ご家庭でも作っていただけるように材料を用意しておりますので、希望される方は鬼脇公民館までお問い合わせください。

- 材料代 玄関用飾 700 円
神棚用飾 900 円（宝船・ゴボー）
- 配付期間 12 月 14 日（月）～12 月 18 日（金）
- 問合せ先 鬼脇公民館（83-1321）

来年度、令和3年4月から保育所へ入所希望される児童を募集しますので、下記内容をご確認の上、期日までにお申し込み下さい。（現在入所されている方で継続入所を希望する方は、各保育所で継続申込書を配布します。）

また、4月以降（年度内）途中の入所をお考えの方につきましても、必ずご申請（提出書類が間に合わない等の場合はご相談）下さいますようお願いいたします。

- 1) 保育所名 鷺泊保育所 鬼脇保育所
- 2) 開所時間 午前8:00～午後4:00
※預かり保育（別料金）による午後4:00～午後5:30も可
- 3) 受付期日 令和2年12月9日（水）～12月29日（火）
- 4) 申請手続き 町ホームページより申請書類をダウンロードし（申請書様式は役場・鬼脇支所でも備え付けてあります）必要事項を記入・下記の必要書類添付の上、郵送・メール又は担当窓口までご提出下さい。
（提出書類：①入所申請書 ②下記A～Hで該当する書類1枚）
※メールで提出の際は、①②の他に公的身分証明書
（マイナンバーカード又は運転免許証の写し）の画像を添付下さい。
- 5) 提出先 役場福祉課又は鬼脇支所（※継続入所の場合は各保育所）
（メールQRコード：fukushikaigo@town.rishirifuji.hokkaido.jp）
- 6) 入所対象児童 平成27年4月2日以降に生まれた家庭保育に欠ける児童
- 7) 保育所へ入所できる基準
- A就 労 家庭外労働【→雇用主の雇用証明書（母親分）を添付】
家庭内労働【→家庭保育が出来ない理由書を添付】
- B 疾病・障害 病気、けが療養中又は、精神・身体に障害があること【→診断書を添付】
- C 介護・看護 同居又は長期入院等をしている親族の介護・看護【→診断書を添付】
- D 災害復旧 災害の復旧にあたっていること【→罹災証明書等を添付】
- E 就職活動 就職活動を継続的に行っていること【→ハローワーク求職票等を添付】
- F 就 学 職業訓練校及び学校教育法に規定する学校等に在学していること
【→学生証等を添付】
- G 育児休暇 育児休暇の為児童の保育ができない場合【→関係を証明できる書類を添付】
- H そ の 他 A～G以外に該当する場合【→家庭保育ができない理由書を添付】
- 8) 入所決定 町の規定により審査し、入所者を決定します。
決定後、入所承諾書を申込者に交付します。（2月下旬を予定）
また、入所が不相当と認めたときは、理由等を明記した不承諾通知書を交付するものとします。
- 9) 保育料等 令和元年10月より、町では子育て世帯の負担の軽減と公平性を考慮し、国の無償化対象範囲をさらに拡大し、年齢・所得に関係なく、入所するすべての子供を無償化することとしました。ただし、これまで保育料に含まれていた「食材料費（給食費）」（入所している子ども一人につき月額4,800円については、無償化の対象外で原則保護者負担となります。
※「ひとり親・生活保護世帯」「年収360万円未満の世帯」「第3子以降の子どものいる世帯」に該当する方は食材料費の月々の支払いが免除されます。



何かご不明な点がございましたら、福祉課福祉介護係（82-1113）までお問合せ下さい。